

平成 27 年度第 1 回高知県障害者施策推進協議会の概要

1 日 時 平成 27 年 11 月 25 日（水） 14:00～16:10

2 場 所 高知城ホール 4 階 多目的ホール

3 出席者

【委 員】岡本委員、小田切委員、片岡委員、川原委員、杉本委員、竹島(春)委員、竹島(和)委員、田村委員、津野委員、平野委員、福井委員、藤原委員、松本委員、南委員（20 名中 14 名出席）

【事務局】井上地域福祉部副部長兼地域福祉政策課長、梅森障害保健福祉課長 他

4 議事内容

(1) 障害者差別解消法に基づく対応要領について

事務局から障害者差別解消法に基づく職員対応要領の素案を説明した後、質疑応答を行った。

(2) その他報告事項

事務局から「こうちあったかパーキング実施要綱の改正について」、「障害者週間の集いについて」、「精神障害者の運賃割引サービス（とさでん交通（株））について」、「障害者作品展について」を説明した後、質疑応答を行った。

【質疑応答要旨】

(1) 障害者差別解消法に基づく対応要領について

(委員)

- ・合理的配慮の例として、ゆっくり丁寧に説明することが上げられているが、例えば窓口で順番を待っている人からクレームが付いたりするのでは。

(会長)

- ・窓口で障害のある方が、その人の特性に応じた対応ができていくことが一番望ましい。ところがそれが難しい場面も出てくる。後ろで順番を待たれている方から逆にクレームがついてくる恐れもあるということを心配されている。

(事務局)

- ・窓口で混雑が予想されるような場合は臨時的に人員を増やすことはあると思うが、通常は少し対応に時間のかかる方が来られた場合は、複数の窓口があれば別の窓口にもまわっていただくことになると思う。場面、場面に応じた配慮がなされるべきであり、他の方にも影響を及ぼさないものと考えていかなければいけない。

(会長)

- ・状況に応じて最善の対応をしていくことが求められ、しなければならないということだと思うので、それぞれの機関で留意の上対応していただきたい。

(委員)

- ・障害者の一般企業への就職が非常に増えているが、現実には離職率も多い。それは障害のある方本人の社会的経験のなさも影響しているかと思う。障害のある方が一般企業に勤めるようになると、案外相談する窓口が無く、本人がどうしていいかわからなくなり、結果的に辞めてしまうこともあると思うので、困ったときの相談窓口のパンフレットの1つでもあれば。一般企業で勤めるようになった障害者の相談窓口が意外に無いという現実を知ってもらい、それに対する何か良い手は無いか。

(委員)

- ・障害者相談員が各市町村3名ずつぐらいいる。そういう人にまず相談してもらい、どうしたらいいかを一緒に考えていくことが一番いいのではないか。

(会長)

- ・今のお話も含め、そういった就労に関して、相談はどこにしたらいいのか。

(委員)

- ・相談支援事業所はあるが、一般企業に勤めている障害者の相談窓口にはなかなかない。もし相談があったとしても相談支援事業所が企業へいきなり話を持っていくと、逆に不利益を被るのではないかと心配する障害者も結構いる。その辺りも含めて何か良い手はないのか。

(委員)

- ・不当なことをされても本人は何とか頑張って働き続けたいので、相談できずに我慢している実態が多いと思う。本当に追い詰められないとなかなか動かない。会社でどんなことが起こっているのか、話を聞いてあげられる関係ができるかが大事だと思う。

(事務局)

- ・昨年度、働く障害者の交流拠点を高知市に設置した。比較的安価な料金で夕食を提

供し、緩やかな見守りの相談員を配置して障害者の方から何か話があればいつでもお聞きし、それをまた関係機関に繋いでいくという仕組みを構築した。小さな取組ではあるが、就労期間を継続できている。今後も気軽に相談できる場所を充実させていきたいと考えている。

また、障害者就業・生活支援センターを5つの障害保健福祉圏域に設置している。ハローワークとの連携をさらに強化し、求職相談に来た障害者の方にはできるだけこのセンターに登録いただいて、企業にもものが言えるような仕組みを構築していきたいと考えている。

(委員)

- ・一般の労働者に労働基準監督署があるように、障害者の相談場所を企業側にもアピールしていくことがあっていいのでは。企業と障害者の間に齟齬が生まれないような、企業にも理解を得られるような方法を考えてもらえればと思う。

(事務局)

- ・企業と労働者の雇用関係の部分でいうと、障害者の雇用の促進等に関する法律も併せて改正されており、合理的配慮の提供については、事業主にはこちらの法律で義務付けされている。不当な扱いではないかという労働局への相談は一握りかもしれないが、いろいろな相談窓口を使っていたきたい。

(委員)

- ・「過重な負担」であるかどうかの判断は、行政と当事者のどちらかが判断するのか、双方が了解することが前提なのか。
- ・「障害者差別解消支援地域協議会」（以下、協議会）は設置するとあるが、どういった権限を付与するのか。
- ・市町村も努力義務で対応要領を作っていくと思うが、県は指導する立場になるのか。
- ・相談支援事業所について、例えば知的障害を中心に受けていて、その他の障害は受けられないということがあるが、その辺りをどのように考えていくのか。

(事務局)

- ・過重な負担について、実現可能性の程度や、物理的、技術的、人的・体制上の制約があるのかなどを示しつつ、ご理解いただきながら進めていく部分があるかと思う。できない場合は方向性を示しつつ、決して一方的にならないようにしていかなければならない。
- ・協議会については、今後、国や他県の状況を見据えながら、またご意見も賜りながら検討していきたい。
- ・県は国の法律施行に併せて対応要領を作成しようとしているところであり、策定後は市町村への情報提供を行い、助言を求められることがあれば応じていきたいと考えている。
- ・相談支援事業所については、対象とする障害を特定しているところがあり、その場合、連携体制等を市町村に報告することになっている。適切な機関に紹介できるよう助言しているが、今後そういった中身を充実していく必要があると思っている。

(委員)

- ・内閣府の対応要領にある「職員の懲戒処分等」が、県の方は除かれている。今後何か起こったときなどに、説明だけで何も検討されずに終わってしまう可能性がある。懲戒処分の規定を除くのであれば、しっかりと協議会を設置する必要があるの

では。

(委員)

- ・差別事案があった場合、救済措置があるのか。おそらく裁判になりかねない事案も出てくると思うので、協議会には県弁護士会の代表など法曹界の人を入れてほしい。
- ・合理的配慮について、施策推進協議会の委員個々の認識が一致するよう、県の弁護士会の障害者問題委員会の方に来てもらい、勉強会を開いた上で議論を深めてはどうか。

(会長)

- ・権利条約を批准しなかったのは、国内法の整備がされていなかったため。いろいろな法律の中に整備しなければならないことがあり、準備をしてきた。それによってこの差別解消法ができ、対応要領が作られようとしている。合理的配慮というのは、捉え方や障害の種別、程度など、人によって異なる部分があると思う。ただ、今回どのように考えてやっていこうとするのか、県としてどういう考えで今の要領になったのかということから、少し説明をお願いしたい。

(事務局)

- ・県では飲酒運転については懲戒処分の規定があるが、その他については行政機関内部の啓発、服務規律の確保の仕組み、行政相談など、公務員としての行為がどうなのかという部分で縛りがある。また、県職員の行動が行政機関の処分の問題となるような場合は、行政不服審査法に基づく異議申立てといったものがあり、対応要領の中で懲戒処分を規定しなくてもそういった部分で対応できるという判断をした。
- ・合理的配慮は、障害特性に応じて違ってくる。具体例を示しているが、もっとたくさんあると思う。そういった部分については相談をいただきながら前向きに考えていきたいと思うので、どんどん申し出をいただければと思う。

(委員)

- ・公営企業局は事務局の中に入っているのか。

(事務局)

- ・公営企業局は事業者扱いで、今回の対応要領の中から除いている。

(会長)

- ・特段、公営企業局のものを作る予定はないのか。

(事務局)

- ・現在、厚生労働省が医療機関向けのガイドラインを作成中で近々示される予定。それに基づいて対応していく。

(委員)

- ・県庁で働く障害のある職員に対する合理的配慮はどのように担保されるのか。

(事務局)

- ・障害のある職員に対しての配慮は当然義務化されており、必要な配慮はさせていただいている。

(委員)

- ・視覚障害者に伝えやすい方法、わかりやすい方法をしっかりと協議会が持っていないと対応ができないので、その方法を把握している人に協議会に入ってもらいたい。福祉関係課以外にも、障害者にわかりやすい媒体での提供をお願いしたい。

(委員)

- ・合理的配慮に手話が盛り込まれているが、手話で話してくれる職員は一人もいない。県の設置手話通訳者は3人だけ。そういう状況で今後大丈夫なのか。聴覚障害者にとって、県職員が手話ができないことは社会的障壁になるが、手話で対応できるようになるには何年も学習が必要。県職員研修に手話の学習を加えながら、長い目で見ていかないと難しい。今後その障壁をなくすための努力をすることが県の過剰な負担になるのではないかとも思う。

(会長)

- ・単に協議会をつくるというだけではなく、協議会の在り方、内容をしっかりしてほしい。
- ・相談支援事業所については活動をどう充実していくか、県としても取り組んでいかなければならないと思う。
- ・設置手話通訳3人だけで全ての対応はとても無理。この実情はよく分かっていると思う。この対応要領をどうやって少しでも実現していくか。昔は職員研修で手話の研修をやっていたこともあるが、それが継続されていないというのはあると思う。

(委員)

- ・この差別解消法は未成熟なので、行政機関、事業者、当事者が丁寧に環境整備していくことがスタートではないかと思う。今までやってきたことを活かし、歩みを止めずにやっていただきたい。

(委員)

- ・難病患者の就労相談場所が高知市以外に無く、遠方の方は来られない。また発症して仕事ができなくなり、次の仕事の訓練場所も無いため、地域で困っている方がいる。どこの場所においても職業訓練や相談が受けられるようにしてもらいたい。

(会長)

- ・労働局の方がいないので、今言われたことを県からも話をしてもらいたい。

(委員)

- ・県の窓口より街中で接する機会が多いと思われる警察、消防職員に障害特性の理解を深めてほしい。理解していただかないことにはなかなか難しいので、是非啓発の方もお願いしたい。

(事務局)

- ・先日、知的障害者育成会からマニュアルをいただいている(警察の対応に特化した「知的障害と警察」という冊子)。各署のネットワークで、全職員が閲覧できるような状態で配信している。理解しているかどうかはこれからの課題であると思うので、勉強会等を開き、具体的な事例を交えて知識を身につけることが必要と考えている。

(委員)

- ・合理的配慮の「負担が過重でないとき」は、より具体的に議論していかないと皆さん不安があると思う。第5条の相談体制の整備、第6条の研修・啓発については十分掘り下げて対応してもらいたい。
- ・精神障害の方を雇用したが、どんなことをやっていけばいいのか、何が過重なのか全くわからない。本当に分からないまま相談するところも無く困っているので、そういう体制も推進していただきたい。
- ・ストレスチェックの実施について、健常者と障害者は同じ内容のものでいいのか。負担の度合いが全く違うと思うので、そのような事例についても示していただきたい。

い。

(事務局)

- ・就業・生活支援センターに登録いただけたら御社にもお邪魔でき、障害者の方の生活支援もさせていただくので、よろしくお願ひしたい。

(委員)

- ・平成11年改正の「ひとにやさしいまちづくり条例」に少し手を加えれば、今回の差別解消法の問題も一部解決するのではと思う。

(会長)

- ・「ひとにやさしいまちづくり条例」の精神は、今回やろうとしていることがほとんど含まれており、県もバリアフリー化に相当取り組んできた経過がある。取組み経過等も踏まえて考えていただきたい。

(2) その他報告事項「こうちあったかパーキング実施要綱の改正について」

(委員)

- ・東京都では「ヘルプマーク」というものが使用されている。障害者の方や手帳を持っていない難病患者の方がカバン等に付けると席を譲ってもらえることがあったり、いいものだと思う。

(会長)

- ・県の方も参考にしていただければと思う。

(3) その他の質疑応答

(委員)

- ・「終の棲家」について。以前この会で議論した際、県の話では国の推移を見ながらということだったが、国も障害者総合支援法の3年後の見直しのなかで、高齢問題、親なき後というような問題を抱えている。また、知的障害の方は親が高齢になり、どうなるのだろうと強い不安を持っていると思う。是非高知県として独自に進めていただきたい。

(事務局)

- ・25年度の当協議会で質問、提案をいただいた。国からは、入所施設から地域生活への移行という一貫した方向性が示され、本県の第4期障害福祉計画にも地域生活支援拠点の整備を目標として掲げている。ただ、障害のある方の高齢化、重度化に対応しつつ考えていかなければならない課題であると思う。どんなやり方で進めていくのか苦慮しているところもあり、自立支援協議会、関係機関、委員の皆様のご意見を賜りながら、考えていきたいと思っている。

(会長)

- ・今、地域移行されている人、あるいは入所支援を受けられている人、高齢化がかなり進んでいる施設、それぞれどんなかたちが一番望まれるのか。制度にないものを今すぐ作ることはなかなか難しいので、まずは福祉協会でも議論され、県に提案いただくなど、福祉協会と話をすることから始めてはどうか。今のご意見も含めて検討いただければと思う。